

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 訓令 甲

○勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

### 告 示

○生活保護法による医療機関の指定

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出

○生活保護法による指定介護機関の指定

○生活保護法による指定介護機関の変更の届出

○生活保護法による施術者の指定

○生活保護法による指定施術者の廃止の届出

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

○建設業許可の取消し

○平成十二年宮城県告示第四百九号(地方公所の指定)の一部改正

○政治団体の届出

○政治団体の届出事項の異動届

○政治団体の解散届

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十一年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十二年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十三年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十三年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十三年分)

(人事課)

(社会福祉課)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(障害福祉課)

(同)

(同)

(事業管理課)

(会計課)

ページ

八

八

七

六

六

六

五

五

四

四

四

二

二

一

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十四年分)  
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十五年分)  
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十六年分)  
○資金管理団体の届出  
○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正  
公安委員会  
○宮城県警察組織規則の一部を改正する規則  
雑 報  
○仙台松島道路(第Ⅵ期)工事の一部完了  
正 誤  
○宮城県公報第二二二一号中

## 訓令 甲

○宮城県訓令甲第三号

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十六年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程(昭和五十三年宮城県訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

別表第三第十二号の表中「(拓洋丸)」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

## 告 示

○宮城県告示第百八十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成二十六年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	清宮眼科醫院	所 在 地	加美郡加美町字大門五十一	指 定 年 月 日	平成二十六年一月一日
	石巻赤十字病院		石巻市蛇田字西道下七十一		平成二十五年七月一日

○宮城県告示第百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十六年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	清宮眼科醫院	所 在 地	加美郡加美町字大門五十一	廃 止 年 月 日	平成二十五年十二月三十一日
-----	--------	-------	--------------	-----------	---------------

○宮城県告示第百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十六年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問看護

事業所の名称	仁明会訪問看護ステーションみなと	事業所の所在地	石巻市伊原津二丁目一番二号	申請者の名称	医療法人社団仁明会	申請者の所在地	石巻市山下町一丁目七番二十四号	指 定 年 月 日	平成二十六年二月一日
--------	------------------	---------	---------------	--------	-----------	---------	-----------------	-----------	------------

二 通所介護

事業所の名称	通所介護事業所「湊」	事業所の所在地	石巻市大門町四丁目四番三十八号	申請者の名称	有限会社さくらグリーン	申請者の所在地	多賀城市八幡二丁目二十四一八	指 定 年 月 日	平成二十六年三月一日
	A&BさくらA		石巻市中里四丁目十一番十二号		株式会社ケアサポートKK		石巻市中里四丁目十一番十二号		平成二十六年二月一日
	デイサービス茶話本舗和み新田沢亭		栗原市瀬峰新田沢百六十八		株式会社ケア・ライフ・フエイス		栗原市瀬峰新田沢百六十八		平成二十六年二月十五日

三 認知症対応型共同生活介護

事業所の名称	グループホームうらやす	事業所の所在地	名取市下余田字鹿島八十六番地の五	申請者の名称	社会福祉法人みずほ	申請者の所在地	名取市下余田字鹿島八十六番地の五	指 定 年 月 日	平成二十五年五月一日
--------	-------------	---------	------------------	--------	-----------	---------	------------------	-----------	------------

四 居宅介護支援

五 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
アーク・ケア清楽苑	塩竈市清水沢一丁目十二番一号	社会福祉法人千賀の浦福祉会	多賀城市高橋四丁目二十四番一号	平成二十四年七月一日

六 介護予防訪問看護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
訪問介護ステーションなごみ	名取市美田園六丁目一番地の二 棟一〇三号室	株式会社アルファライフ	仙台市太白区袋原四丁目一番八号	平成二十五年十月十五日

七 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
仁明会訪問看護ステーションみなと	石巻市伊原津二丁目一番二号	医療法人社団仁明会	石巻市山下町一丁目七番二十四号	平成二十六年二月一日

八 介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
通所介護事業所「湊」	石巻市大門町四丁目四番三十八号	有限会社さくらグリーン	多賀城市八幡二丁目二十四一八	平成二十六年三月一日
A&BさむらA	石巻市中里四丁目十一番十二号	株式会社ケアサポートKK	石巻市中里四丁目十一番十二号	平成二十六年二月一日

九 介護予防支援

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
グループホームうらやす	名取市下余田字鹿島八十六番地の五	社会福祉法人みずほ	名取市下余田字鹿島八十六番地の五	平成二十五年五月一日

九 介護予防支援

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
富ヶ丘・日吉台圏地域包括支援センター	黒川郡富谷町富ヶ丘二丁目十番十五号	医療法人社団清山会	仙台市泉区松森字下町八番地の一	平成二十六年二月一日



宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名(施術所の名称) 石井 佑平 (絆整骨院)	施術所の所在地 仙台市若林区六丁の目南町八一七	廃止年月日 平成二十五年十二月三十一日
-------------------------------	----------------------------	------------------------

○宮城県告示第百九十三号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十六年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四五二七〇〇六一〇	事業所の名称及び所在地 こころ 黒川郡富谷町成田三丁目二十六番三三	指定障害児通所支援の種類 放課後等デイサービス	設置者名 株式会社TMSサポート	指定年月日 平成二十六年三月一日
---------------------	---	----------------------------	---------------------	---------------------

○宮城県告示第百九十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十六年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四二〇七〇〇一八九	事業所の名称及び所在地 グループホームうらやす 名取市下余田字鹿島八十六番地五	指定障害福祉サービスの種類 共同生活介護	設置者名 社会福祉法人みずほ	指定年月日 平成二十六年三月一日
---------------------	---	-------------------------	-------------------	---------------------

○宮城県告示第百九十五号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十六年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日  
平成二十六年三月五日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 有限会社尾形建設 尾形 正則	主たる営業所の所在地 柴田郡柴田町船岡西二丁目百四十七番二	建設業許可番号 般一二十一万九百八十五号	申請区分及び許可を取り消した建設業の種類 一部廃業 一般建設業 建築工事業	受付年月日 平成二十六年二月四日
藤田 明夫	気仙沼市内の脇三丁目六十五	般一二十一万二千二百九号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 建築工事業 大工工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 管工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 内装仕上工事業 水道施設工事業	平成二十六年二月三日
加藤 武	東松島市大塩字小分木五十五	般一二十一万五千二百六十三号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	平成二十六年二月四日
株式会社エム・エー興業 松川 宜弘	黒川郡大和町吉岡字館下百二十八番一十	般一二十一万六千八百八十号	一部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	平成二十六年二月四日
株式会社システム 敏男	東松島市赤井字川前二丁目二十三番四	般一二十一万七千二百二十三号	一部廃業 一般建設業 とび・土工工事業 水道施設工事業	平成二十六年二月十四日
株式会社新昭和 仙台 和彦	仙台市青葉区大町二丁目十一番十四	般一二十一万九千三百四十三号	全部廃業 建築工事業	平成二十六年二月六日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第九十六号

平成十二年宮城県告示第四百九号（地方公所の指定）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
第八号中「、女川高等学校」を削り、「岩沼高等学園」の下に「、小松島支援学校」を加える。

選挙管理委員会

○宮選管告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十六年三月十四日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）  
(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

あべ正敏後援会	阿部 正敏	阿部すみ子	石巻市新橋九一	平成二十六年二月二十一日
今川悟後援会	今川 悟	今川 悟	気仙沼市松崎高谷五五一	平成二十六年二月二十四日
大崎市の未来を語る会	水室 勝好	水室 功子	大崎市松山長尾字大天場西九九	平成二十六年二月二十一日
佐藤仁一後援会	佐藤 英吾	佐藤 斉子	気仙沼市唐桑町中井一二五	平成二十六年二月三日
佐藤仁一郎後援会	佐藤 邦雄	高橋 敏美	大崎市三本木桑折字大天馬一一	平成二十六年二月二十五日
菅原博信後援会	菅原 博信	菅原 隆子	気仙沼市高井二一一	平成二十六年二月三日
菅原ゆうじ後援会	菅原 雄治	熊谷 英明	気仙沼市西中才二一一一二	平成二十六年二月二十七日
高橋けんえつ後援会	中澤 敏勝	阿部 勇	石巻市大瓜字小福地三三	平成二十六年二月二十四日

たていし光弘後援会	齋藤 清幸	川田 章	石巻市前谷地字八幡山二六	平成二十六年二月十四日
水室勝好後援会	渡辺 公男	榎本 信夫	大崎市松山長尾字大天場西九九	平成二十六年二月二十一日
森久一後援会	森 茂喜	今野 量平	亘理郡山元町山寺字山下五五	平成二十六年二月二十五日
門間忠後援会	高橋 恒男	菅原 敏春	大崎市鹿島台深谷字新田一	平成二十六年二月十七日
若生ひでとし後援会	磯前 武	若生 明子	黒川郡富谷町東向陽台三一二九一二	平成二十六年二月二十日

○宮選管告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十六年三月十四日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 菊 地 光 輝

(一) 政党の支部	異動事項	新	旧	届出年月日
政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
公明党仙南総支部	松崎 良一	平間 孝士	平間 孝士	平成二十六年二月十四日
自由民主党栗駒支部	千葉 厚	佐藤 久義	佐藤 久義	平成二十六年二月十八日
自由民主党東和支部	熊谷 信	森本欣八郎	森本欣八郎	平成二十六年二月二十日
自由民主党宮城県仙台市宮城野区第一支部	畠山 耕	松山 正平	松山 正平	平成二十六年二月二十三日
みんなの党宮城県議会第3支部	主たる事務所の所在地	仙台市宮城野区日の出町一四一八	仙台市宮城野区新田四一九一八	平成二十六年二月二十日
みんなの党参議院宮城県第2支部	主たる事務所の所在地	仙台市青葉区上杉一五一一三	仙台市青葉区上杉一三一二二	平成二十六年二月四日
みんなの党宮城県総支部	主たる事務所の所在地	仙台市青葉区上杉一五一一三	仙台市青葉区上杉一三一二二	平成二十六年二月四日
(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）	異動事項	新	旧	届出年月日
政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
相沢孝弘後援会	後藤 詳蔵	紺野 教悦	紺野 教悦	平成二十六年二月十七日
青山久栄後援会	武山 吉夫	青山 久栄	青山 久栄	平成二十六年二月二十日

浅野育朗後援会	代表者 浅野テルヨ	浅野 満雄	平成二十六年 二月二十五日
泉区都市問題研究会	会計責任者 千葉 聡	鈴木 貴幸	平成二十六年 二月二十五日
小野寺初正後援会	会計責任者 小野寺みつ子	秋保 芳邦	平成二十六年 二月十三日
鎌田さゆり連合後援会	国会議員関係政治団体の区分 国会議員関係政治団 体以外の政治団体	法第十九条の七第一 項第二号に係る国会 議員関係政治団体	平成二十六年 二月二十六日
吉川ひろやすを囲む会	代表者 長岡 大	阿部 康志	平成二十六年 二月二十五日
木村ただよし後援会	政治団体の名称 木村ただよし後援会	長岡 大	平成二十六年 一月六日
佐々木栄一後援会	主たる事務所の所在地 石巻市大原浜字町三 六	石巻市小淵浜大宝二 二一	平成二十六年 二月十九日
佐々木一後援会	会計責任者 佐々木 学	渡辺 綾夫	平成二十六年 二月十九日
柴田町地方自治研究会	会計責任者 磯木健一郎	芳賀 勝郎	平成二十六年 二月二十一日
田口ひさよし後援会	代表者 佐々木 典	磯木健一郎	平成二十六年 二月四日
只野九十九後援会	代表者 八木しみ子	鈴木 哲雄	平成二十六年 二月二十一日
只野九十九後援会	代表者 菅野 敏之	田口 昌光	平成二十六年 二月二十一日
平渡高志後援会	代表者 菅野 敏之	稲邊 正	平成二十五年 十二月二十四日
ほんだ祐一朗後援会	代表者 大山 富雄	佐藤喜久男	平成二十六年 二月二十一日
宮城県建築士事務所政 経研究会	代表者 高橋 清秋	相澤 力	平成二十六年 二月二十五日
宮城県建築士事務所政 経研究会	代表者 高橋 清秋	片山 忠雄	平成二十六年 二月二十六日
宮城県建築士事務所政 経研究会	代表者 高橋 清秋	平田日良支	平成二十六年 二月二十五日
宮城県建築士事務所政 経研究会	代表者 高橋 清秋	高橋 清秋	平成二十六年 二月二十五日

宮城県社会保険労務士 政治連盟	代表者 須田 直樹	佐々木一泰	平成二十六年 二月二十五日
宮城県土地家屋調査士 政治連盟	代表者 亀山 一宏	小野 温平	平成二十六年 二月二十六日
宮城県木材産業政治連 盟	代表者 阿部 和弘	千葉 三郎	平成二十六年 二月二十五日
宮城未来政策研究会	代表者 阿部 康志	米澤 隆	平成二十六年 二月七日
宮本昭雄後援会	代表者 横山 邦夫	鈴木 謙一	平成二十六年 二月十四日
山口莊一郎を囲む会	代表者 阿部 康志	渡邊 光一	平成二十六年 二月二十日
山村康治後援会	代表者 山村 進	米澤 隆	平成二十六年 二月二十日
わたなべ忠悦後援会	代表者 網五三四	村上 諭	平成二十六年 二月十三日
和田政宗後援会	代表者 仙台市青葉区上杉一 五一一三	登米市南方町雷一六 九	平成二十六年 二月三日
○宮選管告示第三十六号	代表者 仙台市青葉区上杉一 一三一二二	仙台市青葉区上杉一 一三一二二	平成二十六年 二月四日
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治 団体が解散した旨届出があった。			
平成二十六年三月十四日			
宮城県選挙管理委員会			
委員長 菊 地 光 輝			
(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）	代表者の氏名	解散年月日	
政治団体の名称			
あたたかさが伝わるまちづくりの会	熊谷 弘	平成二十六年一月三十一日	
あべ正敏後援会	阿部 正敏	平成二十六年二月二十日	
伊藤栄一後援会	関 重義	平成二十五年三月三十一日	
今村まさよし後援会	大嶋 健一	平成二十六年二月二十六日	
大内清春後援会	渡辺 運次	平成二十六年二月二十五日	

小野寺寛後援会  
 ささきてつお後援会  
 佐藤仁一後援会  
 鈴木とも子後援会  
 ニュー市民クラブ  
 森とし子を支える会

菅原 衛昭 平成二十六年一月三十一日  
 熊谷 弘 平成二十六年一月三十一日  
 佐藤 英吾 平成二十一年十二月一日  
 鈴木 栄喜 平成二十六年二月十日  
 伊藤 栄一 平成二十五年三月三十一日  
 児玉 芳江 平成二十六年一月三十一日

○宮選管告示第三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十一年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十六年三月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

（その他の政治団体）

あへ正敏後援会

報告年月日 26. 2. 21 (26. 2. 20解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

佐藤仁一後援会

報告年月日 26. 1. 30 (21. 12. 1解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十六年三月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

あへ正敏後援会

報告年月日 26. 2. 21 (26. 2. 20解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十六年三月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

（その他の政治団体）

あへ正敏後援会

報告年月日 26. 2. 21 (26. 2. 20解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十六年三月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

（その他の政治団体）

あへ正敏後援会

報告年月日 26. 2. 21 (26. 2. 20解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

<p>今村まさよし後援会 報告年月日 26. 2. 26 (26. 2. 26解散)</p> <p>1 収入総額 46,326 前年繰越額 46,326 2 支出総額 0</p> <p>○宮城県選挙区第四十一号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十六年三月十四日</p> <p style="text-align: center;">宮城県選挙区管理委員会 委員長 塚 光 輝</p>		<p>報告年月日 26. 2. 26 (26. 2. 26解散)</p> <p>1 収入総額 46,326 前年繰越額 46,326 2 支出総額 0</p> <p>大内清春後援会 報告年月日 26. 2. 25 (26. 2. 25解散)</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>小野寺寛後援会 報告年月日 26. 2. 19 (26. 1. 31解散)</p> <p>1 収入総額 1,386,075 本年収入額 1,386,075 2 支出総額 1,386,075 3 本年収入の内訳 寄附 1,386,075 個人分 1,386,075</p> <p>4 支出の内訳 経常経費 1,219,650 事務所費 1,219,650 政治活動費 166,425 機関紙誌の発行その他の事業費 158,550 機関紙誌の発行事業費 158,550 その他の経費 7,875</p> <p>5 寄附の内訳 (個人分) 及川 つめ 300,000 本吉郡南三陸町 高橋 武一 200,000 本吉郡南三陸町 及川 孝浩 200,000 本吉郡南三陸町 佐藤 俊三 100,000 本吉郡南三陸町 星 啓司 100,000 大崎市 及川 正 60,000 本吉郡南三陸町</p>	
<p>(その他の政治団体) あたかさが伝わるまちづくりの会 報告年月日 26. 2. 4 (26. 1. 31解散)</p> <p>1 収入総額 23,000 前年繰越額 23,000 2 支出総額 23,000 3 支出の内訳 政治活動費 23,000 その他の経費 23,000</p> <p>あべ正敏後援会 報告年月日 26. 2. 21 (26. 2. 20解散)</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>伊藤栄一後援会 報告年月日 26. 2. 19 (25. 3. 31解散)</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>今村まさよし後援会</p>			





「	警 務 課	宮城県警察総合企画室	に、
」		宮城県警察犯罪被害者支援室	

「	生活安全企画課	宮城県警察ストーカー・DV特別対策隊	を
」			

「	生活安全企画課	宮城県警察ストーカー・DV総合対策室	に、
」			

「	刑 事 総 務 課	宮城県警察情報分析支援室	を
」			

「	刑 事 総 務 課	宮城県警察情報分析支援室	に改
」		宮城県警察性犯罪特別捜査隊	

める。

第5条総務課の項中第8号を削り、同条情報管理課の項の次に次の1項を加える。

留置管理課

(1) 留置施設の管理及び護送に関すること。

(2) 留置業務の指導教養に関すること。

第5条の2警務課の項第9号中「犯罪被害者支援室」を「総合企画室及び犯罪被害者支援室」に改め、同項に次の1号を加える。

(10) 他の部の所掌に属しないこと。

第5条の2留置管理課の項を削る。

第6条生活安全企画課の項第5号中「ストーカー・DV特別対策隊」を「ストーカー・DV総合対策室」に改める。

第7条捜査第一課の項に次の1号を加える。

(4) 性犯罪特別捜査隊の運営に関すること。

第17条第1項の表中

「	総 務 課	総 務 企 画 官	総務部長の命を受け、重要な警察運営の企画調査及び総合調整に関する事務を掌理し、総務部長を補佐する。	を
」	警 務 課	警 務 企 画 官	警務部長の命を受け、重要な警察組織機能の企画調査及び総合調整に関する事務を掌理し、警務部長を補佐する。	

「	警 務 課	警 務 企 画 官	警務部長の命を受け、重要な警察運営の企画調査及び総合調整に関する事務を掌理し、警務部長を補佐する。	に、
」				

「	捜査第一課	広 域 捜 査 官	捜査第一課長の命を受け、広域事件捜査に関する事務を掌理し、捜査第一課長を補佐する場合、ただし、その事務を掌理し、捜査第一課長を補佐する。	を
」				

「	捜査第一課	広 域 捜 査 官	捜査第一課長の命を受け、広域事件捜査に関する事務を掌理し、捜査第一課長を補佐する場合、ただし、その事務を掌理し、捜査第一課長を補佐する。	に、
」				

「	教 養 課	職 務 倫 理 教 養 官	教養課長の命を受け、職員に対する職務倫理の教養に関する事務を整理し、教養課長を補佐する。	を
」	留置管理課	留置管理指導官	留置管理課長の命を受け、留置管理に関する事務を整理し、留置管理課長を補佐する。	

「	留置管理課	留置管理指導官	留置管理課長の命を受け、留置管理に関する事務を整理し、留置管理課長を補佐する。	に、
」	教 養 課	職 務 倫 理 教 養 官	教養課長の命を受け、職員に対する職務倫理の教養に関する事務を整理し、教養課長を補佐する。	

「	捜査第一課	性犯罪捜査指導官	捜査第一課長の命を受け、性犯罪事件の捜査に関する事務を整理し、捜査第一課長を補佐する。	を
---	-------	----------	---	---

検 視 官	捜査第一課長の命を受け、死体の検視、検証等の事務を整理し、捜査第一課長を補佐する。
-------	---

検 視 官	捜査第一課長の命を受け、死体の検視、検証等の事務を整理し、捜査第一課長を補佐する。
-------	---

め、同条第2項中「宮城県警察スノーカー・D.V特別対策隊」を削り、「宮城県警察航空隊」の次に「宮城県警察性犯罪特別捜査隊」を、「宮城県警察監査室」の次に「宮城県警察総合企画室」を、「宮城県警察犯罪抑止対策室」の次に「宮城県警察スノーカー・D.V総合対策室」を加え、同条第6項の表中

課 長	部長等の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
-----	--------------------------------

課 長	部長等の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
監 察 官	首席監察官の命を受け、監察に関する事務を分掌し、首席監察官を補佐する。

警務課 給与調査官	警務課長の命を受け、給与制度の改善に関する事務を掌理し、警務課長を補佐する。ただし、警務課長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、警務課長を補佐する。
-----------	--

警務課 企画調査官	警務課長の命を受け、重要な警察運営の企画調査及び総合調整に関する事務を掌理し、警務課長を補佐する。ただし、警務課長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、警務課長を補佐する。
警務課 給与調査官	警務課長の命を受け、給与制度の改善に関する事務を掌理し、警務課長を補佐する。ただし、警務課長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、警務課長を補佐する。

める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。  
(留置施設視察委員会に関する規則の一部改正)

2 留置施設視察委員会に関する規則（平成19年宮城県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「警務部留置管理課長」を「総務部留置管理課長」に改める。  
第4条第2項中「警務部留置管理課」を「総務部留置管理課」に改める。

雑 報

○宮城県道路公社理事長から、次のとおり公報登載の依頼があった。

平成二十六年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二十二條第二項の規定により、仙台松島道路(第VI期)工事の一部の完了について、次のとおり公告する。

平成二十六年三月十四日

宮城県道路公社

理事長 千葉 三 郎

- 一 路線名 県道仙台松島線
- 二 工事の区間 宮城県利府町春日日から宮城県松島町根廻まで(松島海浜IC～松島北IC間)
- 三 工事の種類 改築
- 四 工事一部完了年月日 平成二十六年三月十九日

正 誤

○宮城県公報第二二二二号(平成二十二年十一月二十六日付)中

ページ 段

正

誤

一〇 ト 総務大臣に対して審査請求

宮城県選挙管理委員会に対して異議申立て

一一 ト 総務大臣に対して審査請求

宮城県選挙管理委員会に対して異議申立て

一三 ト ここに収入証紙をはってください。

ここに収入印紙をはってください。

(施行期日)